

## 総務委員会会議録

日時 平成20年12月15日(月) 開会時間 午前10時06分  
閉会時間 午後3時22分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三  
副委員長 中込 博文  
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 高野 剛 望月 清賢  
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

知事政策局長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則  
企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己  
知事政策局次長 後藤 雅夫 知事政策局次長 平出 亘  
政策参事 藤江 昭 政策参事 山本 正彦 政策参事 清水 享子  
広聴広報課長 田中 宏 行政改革推進課長 都築 敏雄  
理事 中澤 正徳 理事 笠井 一  
企画部次長 古屋 博敏 企画部次長(企画課長事務取扱) 安藤 輝雄  
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 県民室次長 三枝 博  
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博  
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦  
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 芦沢 一  
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂  
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康  
男女共同参画課長 河野 義彦

公安委員長 井上 利男 警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 戸島 公男 警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 皆川 孝  
刑事部長 深沢 正和 交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇  
首席監察官 日原 清貴 会計課長 宮崎 清  
警務部参事官 保坂 廣文 生活安全部参事官 門西 和雄  
交通部参事官 深澤 俊樹 警備部参事官 青木 雄二  
教養課長 千頭和 菊夫 監察課長 佐藤 元治 厚生課長 小幡 菊次  
情報管理課長 金丸 文夫 地域課長 小野 和夫 少年課長 古屋 一栄  
捜査第一課長 五味 政樹 捜査第二課長 仲村 健二  
組織犯罪対策課長 中澤 明彦 交通指導課長 有泉 辰二美  
交通規制課長 渡辺 茂 運転免許課長 佐野 俊夫  
警備第二課長 永田 賢一 警察学校長 鈴木 正明

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 康二  
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 横森 良照  
選挙管理委員会委員長 新海 治夫  
防災危機管理監 花形 俊雄 理事 芦澤 喜博 次長 深沢 博昭

次長（人事課長事務取扱） 芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫  
 財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄  
 私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田 克己 消防防災課長 窪田 春樹  
 出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 管理課長 樋口 雅行  
 工事検査課長 山田 佳男  
 人事委員会事務局長 中川 洋 人事委員会事務局次長 横森 公夫  
 監査委員事務局長 桜井 宗 監査委員事務局次長 宇野 哲夫  
 議会事務局次長 山本 正文

議題

- 第103号 山梨県統計調査条例改正の件
- 第104号 山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例中改正の件
- 第105号 山梨県職員給与条例中改正の件
- 第107号 山梨県警察職員給与条例中改正の件
- 第108号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第118号 指定管理者の指定の件
- 第119号 指定管理者の指定の件
- 第120号 指定管理者の指定の件
- 第121号 指定管理者の指定の件
- 第122号 指定管理者の指定の件
- 第152号 当せん金付証券発売の件
  
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第20-5号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（第四条）の改正を求めることについて
- 請願第20-9号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する費用弁償を実費支給とする条例の改正を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
 また、請願第20-5号及び第20-9号については採択すべきものと決定し、請願第19-10号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時6分から午前10時20分まで警察本部関係、休憩をはさみ午前10時42分から午前11時30分まで知事政策局・企画部関係、午後1時3分から午後3時22分まで総務部関係（その間、午前11時30分から午後1時3分まで、午後2時44分から午後3時10分までそれぞれ休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第107号 山梨県警察職員給与条例中改正の件

質疑           なし

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(振り込め詐欺対策について)

進藤委員       振り込め詐欺についてお伺いします。もう少なくなるかと思っても、全国的にもまたもや詐欺に引っかかる人が非常に多いということを報道、新聞などで拝見しています。山梨県の場合は、振り込め詐欺に遭う件数、被害額等はどんな状況ですか。

門西生活安全部参事官

本県における振り込め詐欺の発生件数、被害額についてお答えします。本年11月末現在、発生件数88件、被害額約1億1千6百万円です。前年同期に比べて件数は13件増加していますが、被害額は約2千8百万円減少しています。なお、人口10万人当たりの指数は、件数で10件、被害額は1件当たり約130万円となっており、全国の14件、1件当たり140万円と比較すると、本県は低い状況にあります。

進藤委員

本県は少ない状況ということで、少しよかったですと思いますが、NHKの放送などを見ても、振り込め詐欺の手口も、非常に巧みに、少しずつ手口を変えてあるので、すごくひどくなってきているという感じを受けます。私は、やはり高齢者が多いのかなと思ったり、また、我が家のことでは、若い者に頻繁に電話がかかってくる感じもします。県下において、最近の手口とか、被害者の年代別の被害状況はどのようになっているのでしょうか。

門西生活安全部参事官

振り込め詐欺の手口別、年代別の被害状況についてお答えします。初めに、振り込め詐欺の手口ですが、オレオレ詐欺、還付金等詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺の4つに分類されます。先ほど申しました88件について手口別に検討いたしますと、オレオレ詐欺37件、還付金等詐欺20件、融資保証金詐欺18件、架空請求詐欺13件となっており、オレオレ詐欺被害が全体の42%と高い比率を占めています。

次に年代別の被害状況ですが、60歳代以上39件、40歳から50歳代30件、30歳代以下19件となっています。これらについて特徴を分析しますと、60歳代以上は、オレオレ詐欺と還付金詐欺が36件、30歳代から50歳代は、架空請求詐欺、融資保証金詐欺が20件という傾向がうかがえます。このため、広く県民に対する広報、事前防止対策が必要であると認識しています。

進藤委員

まさに想像のように、高齢者の被害が多いと思います。それで、県警では、

振り込め詐欺に遭わないように、どのようなところへポイントを置いて、被害防止を呼びかけているのでしょうか。

門西生活安全部参事官

県警察としては、被害防止対策の周知徹底を図るために、「すぐに振り込まない」「必ずだれかに相談する」「家族であらかじめ合言葉を決めておく」を被害防止のポイントとして呼びかけを行っています。さらに、警察への通報と相談の迅速化を図るため、「不審なときはその場で110番」「相談は#9110」を呼びかけています。これらのことから、家族、地域ぐるみの被害防止対策として取り組むために、広報、啓発活動を推進しています。

進藤委員

よくわかりました。最後に、県警は、振り込め詐欺防止のために今後どのように取り組んでいかれるのかお聞きします。

門西生活安全部参事官

振り込め詐欺被害を防止するための県警察の取り組みについて、お答えします。県警察においては、警察組織を挙げたATM周辺警戒活動の強化、金融機関の主体的な各種未然防止対策への取り組みの奨励、県民への周知施策の推進などに取り組んでいます。

このような中、新たな手口への対応など、県民に対する周知徹底が重要であると考えています。そこで、先ほど申し上げました被害の特徴を踏まえ、高齢者対策として、老人クラブ等における防犯指導、防犯教室、寸劇を取り入れた出前式講話の開催、家族ぐるみの防止対策として、家族で被害防止を図るための取り決めの推奨、子供から高齢者への安全を呼びかけるセーフティーコールの推進、さらに、県民への周知対策として、県民一人一人の心に響く広報・啓発活動の積極的な取り組みに努めています。

最後に、警察活動の対策としては、本日、県下一斉にATM設置場所の警戒を実施していますが、こうしたATM警戒活動の強化、犯行ツール遮断対策の推進などに努めていきます。今後においても、関係機関、団体との連携を図る中で、広報活動の効果的推進を図り、県民の貴重な財産を守っていきたいと考えています。

進藤委員

非常にきめ細かい対策を立てて活動してくださっていることを大変うれしく思います。それに感謝します。私たちがみんなで気配り、目配りをして、住民の人たちと一緒にやってやらなければいけないと一番思うのは、老人クラブにも出ていけない、いろいろな活動へも出ていない、ひとり暮らしで、家に引きこもってしまっている方へ電話がかかってくると、喜んで、振り込め詐欺にずっと引っかかってしまうようなことがありますので、民生委員さんとか、ボランティアの方とか、あるいは近所の方などが声かけをして、「オレオレ詐欺にはこういうふうなものがあるよ。気をつけてね」とか、温かい声をかけながら、高齢者が引っかからないような活動を私たちも努めなければいけないと思っています。

主な質疑等 企画部関係

第103号 山梨県統計調査条例改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

**(指定管理者の指定について)**

前島委員

指定管理者制度の経過について伺います。平成21年度から5カ年計画で、37施設で指定管理者制度を導入するというところで、主にその委託料について予算案をいただいているわけです。その中で、この委員会所属でないすべての指定管理者を含めて、総額で年間29億4千820万円を大体想定している状況の中で、現行の管理料よりも7千350万円くらい節約ができるとなっています。

そういう中で、当委員会に出されている主な委託料については、比較的増額の対象になっていて、現状よりも非常に高く契約を結ばざるを得ないことは、知事がかつて記者会見のときに発表された経過から承知していますが、その主なる理由は、燃料の高騰が、委託料の設定に当たって、非常に大きな割合になっているという話でした。

そこで、今の原油の状況は、その当時、夏以降から見ますと、相当乱高下が続いている中で、この5年間の契約での燃料価格の推移を、どのような基準で設定しているのかまず伺います。

都築行政改革推進課長

今回の指定管理について選定委員会が協議していたのは9月であり、その時の燃料の高騰をやはりベースに置いていますので、その時点で見積もっていることは事実です。現在、価格が下がっているわけですが、もともと協定の値段については、契約は5年の一括契約をしています。そこから、年度ごとの調整を毎年行うことになっていきますので、現実的には、これから下がっていけば、相手方と協議の中で、急変に対応することを考えていますので、今後の中で調整させていただく考えです。

前島委員

そうしますと、例えば燃料関係については、いわゆる価額の高低によって、毎年度、委託料の中で調整するという具体的な項目、協議がそこに明記されているわけですか。

都築行政改革推進課長

詳細にこの項目でということではありませんが、毎年度、契約に当たって見直す部分があります。そういった急激なものについては、お互いの中から、

お願いという部分もあるでしょうけれども、例えば利益が上がっているといったものが出たときに、もう一回協議ができる形になっています。

前島委員

もう一つの問題は、5年間の契約の総トータル29億4千820万円は我々の委員会の審議外も含めた全体の37施設ですが、それぞれの具体的な事業所別に、そういう協議は全てなされていくと理解しておいていいのですか。そこは、燃料という不安定な要因を持っているものについては、きちんと契約額が打ち合わされていくということを再度確認させてもらいたいと思います。

都築行政改革推進課長

燃料費以外にも、施設の大きな修繕が出たり、あるいは、金額はそれなりに大きいものもあるでしょうけれども、保険とか、何年置きに払うものなどが出てきますので、その該当年度において、詳細な突き合わせをした上で価格を決定しています。5年間の基本的な委託料は一応決まっていますが、年度ごとに増えたり減ったりしています。ですから、その時点で協議の対象にさせていただいて、見直す形になると思います。

前島委員

そうすると、5年間の契約の管理委託料はここに数値が出されていますが、これはあくまでも目安であって、その時の物価スライドやいろいろな条件が変わってくれば、この契約の金額は変わっていくものだと解していいわけですか。

都築行政改革推進課長

先ほど言いましたように、5年の包括的な数字ですが、各年度を割ったものに、その時点で、今年はこのものが必要というものがあれば上乘せしますし、不要なものは削るということですから、毎年度、調整しています。

前島委員

これは固定的なものではないと解していいわけですね。

都築行政改革推進課長

委託している施設によって、それはまたケースが違いますが、あまり変動のない施設ももちろんあります。例えば、先ほど言いましたように、燃料がほとんどのウエートを占めているような施設、あるいは管理業務で、人件費がウエートを占めているような場合、もし人件費が多くなる動きなどがあれば、やはりその時点で協議すると考えています。

前島委員

知事が発表された、5年間で37施設に総額29億余万円の委託料は、現行よりも7千万円台の削減ができるということですが、やはり我々県民の側では、指定管理者制度によって、現行予算がもっと削減されることに期待を込めて見ているわけです。これが5年間の総トータルでたった7千350万円しか減にならないという見込みです。指定管理者制度の委託費については、財政改革という当面の大きな課題の中では、やはりもっと努力をされていく取り組みが基本的に必要ではないかという感じがしています。その中で、できるだけ民間の競争を促進することについても検討していくべきだと思っていますが、その2点について聞かせてください。

## 都築行政改革推進課長

今の7千万円の話については、これまでに指定管理を実施した30の施設、プラス新規の施設が入っていますので、今、既存の施設については、既に直営していた17年度と比べて、約9億円節減していますから、毎年その数字が積み上げられて、その上にさらに7千万円となります。今度の7千万円についても、新規に指定管理の対象となりました男女共同参画推進センター、富士湧水の里、桂川ウェルネスパーク、美術館、文学館、芸術の森公園で3千万円ぐらいの節約です。それから、更新施設が、これまでの9億円にさらに4千2百万円節減したという意味ですので、先ほども言いましたように、今回、原価が上がったものでは燃料関係が大きいものがあつたわけですが、燃料が上がっても、人件費を削ってくれたところなど、相手方の努力の中でさらに節減していくという意味ですので、積み上げていくと、効果は相当大きいのではないかと思います。

**(男女共同参画推進センターの指定管理について)**

## 進藤委員

男女共同参画推進センターの委託についてですが、男女共同参画推進センターは、ほかの施設とは少し異なる、非常に難しいものでしょうし、超高齢化の中で非常にいろいろなことに対して、これをもっと活性化させていくためには、女性の力をいろいろな場面に登用していかなければいけないということで、国で男女共同参画社会基本法ができ、推進を図っていますが、その一番拠点となる施設です。

指定管理者になった場合に、国の施策、県の施策を強力に推進していくために、県では、指定管理者に対してどのように連携をとり、指導して、推進していくのか、その辺が私はちょっと心配になる面があります。その点についてお答えをお願いします。

## 河野男女共同参画課長

指定管理者制度を導入しても、県立施設であることには変わりありません。ですから、県としても、国や県の施策にのっとった形でセンターが運営されているかどうかをしっかりと見きわめていかなければなりません。そこで、県は指定管理者に対して、事前に翌年度の事業計画を提出させて、その業務の内容を確認することとなっています。また、業務執行に際しても、指定管理者において管理・運営が適切かつ安定的に提供されるように、事業報告書の提出、その他定期報告、利用者の満足度調査の実施及び業務状況を現地にいる職員から聞き取ることなどを通じて、講座等の実施状況や施設の管理状況を把握して、指導等を行うこととしています。

## 進藤委員

県立と同じ考えで運営するというところで、県の考えをほんとうに守っているかどうか、また県の男女共同参画課の方が、主なセンターの事業に対しては、やはり直接顔を出して、その実施状況を見て、みんなのことも聞いたりしながらやっていかないと、お任せになってしまうと、県の考えがなかなか実行できないのではないかという感じがしますので、ぜひその点はまた考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

## 河野男女共同参画課長

指定管理者の業務の実施状況、施設の管理状況等を的確に把握し、当センターが本県における男女共同参画に関する学習の機会と交流の拠点として、県民の皆様により一層活用していただけますように、指定管理者を指導して

まいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。  
第118号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第119号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第120号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第121号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(北口県有地の活用について)

中込委員

北口の県有地の活用について質問したいと思います。先般、マスコミ等で、ハイテク企業誘致のめどが立たないというような報道がなされまして、少し危惧していたところで、本会議でも、内田議員が質問したところ、知事は、現時点では現計画のまま進めますというような回答でした。

9月、サブプライムローン等の問題で経済不況が始まりつつある中で、当初の計画をつくっていたときの条件が当然変わっていると思います。まず、IT企業等を集めるために努力されていると思いますが、現在の状況が変わ

ってきたかどうか質問します。

小田切情報産業振興室長

情報通信関連企業の誘致については、昨年来、さまざまな関連企業に対して、誘致活動を行ってきましたが、昨今は経済環境が厳しさを増しています。このため、高度情報化拠点の整備についても、一定の影響が生ずる可能性があるものとは考えていますが、これまでの活動の中で、前向きな姿勢を示してくださっている企業もあることから、今後も引き続き、可能性がある企業に対して、入居していただけるよう、積極的にアプローチしていきたいと考えています。

中込委員

積極的に今後もアプローチということですが、状況が逐次変わってきていることも確かですし、新聞などで読みますと、そのめどが立たないということもあります。今後、高度情報エリアの整備スケジュールは、状況を見つつ、変更することもあり得るのかどうかお聞きします。

安藤企画部次長

高度情報化拠点の整備スケジュールについては、去る9月議会でコンサルタントの委託経費等をお認めいただいた折に、今年度後半から募集のための準備作業に着手し、明年中に整備事業者を選定したいという計画を申し上げました。このスケジュールについては、今、変更する考えはありません。

中込委員

スケジュールについては変更がないとは言っても、状況が大きく変化した場合、あるいは入る業者がない場合には、変更せざるを得ないと思っています。もう1点、新県立図書館と高度情報エリアのお互いを連結することもこの目玉と耳にします。新県立図書館は教育委員会の問題だろうと思いますが、高度情報エリアの全体的な整備という観点からは、こちらとの、今の状況の調整あるいは将来については今考えているのでしょうか。

安藤企画部次長

新県立図書館については、今年度から教育委員会で行っていますが、年内に設計業者を選定し、平成22年に建設に着手し、平成24年秋の開館を目指すという方針で、そのとおり進捗がなされるものと考えています。

中込委員

図書館については、この経済不況等の状況にあまり影響されないと考えてよるしいという答弁だと思いますが、物事は、方針を立てて、計画をつくります。それは当初、何のためにという目標があって、方針が立って、計画ができるものだと思います。目標なり、諸条件が大きく変わったときは、当然、方針、計画も変わるべきだと思います。

私は今回の不況は、多分、この北口の活用については大きな要素の一つだろうと考えています。そのときに、明確に条件が変わることを認識したならば、それに応じて、方針、計画を変えるべきです。ところが、私もいろいろな計画作成にたずさわってきましたが、前の計画を変えることはすごい勇気が要るし、今も総理がいろいろ言われていますが、すぐ優柔不断ではないかという見方もされるということで、勇気が要ります。しかし、私は、明確に大きな条件が変わったときは、そのことを県民に広く、この条件が当初と変わったから変えるということを行うべきであり、そのスケジュールも当然変わるべきだと思います。

そんなことを考えますと、現時点は努力しているみたいですが、将来撤回する条件あるいは時期等が予想されることがあり得るのかどうか、もし今の

時点で答えられれば、お願いします。

安藤企画部次長 将来どう対応するかについて、現時点でどういう条件があればということは考えてはいませんが、このところ、情勢がいろいろと変わってきていることは事実ですので、そういう状況をよく見きわめながら、特に、今回の場合は民間の力をかりてということですから、その状況を見きわめながら判断していくことになろうかと思いますが、今は当初の計画どおりできるよう精いっぱい努力していくということです。

中込委員 いずれにしても、むだにただ置いておくのでは意味がないので、あの北口を活用して、県民のためにやっていると思います。ですから、そのことができないとなるならば、いわゆる違う方向で、県民のためになることを勇気を持って決断され、早期に進めることをお願いして、質問を終わります。

主な質疑等 総務部関係

第104号 山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第105号 山梨県職員給与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第108号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

## (新庁舎耐震化等整備について)

前島委員

今、3千4百万円のPFIに基づく調査耐震の債務負担行為が提案されましたが、執行部の皆さん方も予想できない、未曾有の深刻な不況が到来している状態、そして、民間の皆さん方が来年は相当数の倒産が見込まれる状況の中で、果たして庁舎の改築、建築計画を導入する時期としては適当な時期かどうかを私は非常に心配して見えています。

もちろん早晩、この問題に取り組まなければなりません、先ほども条例改正があったように、皆さん方が給与の2%削減をはじめとして、平成23年に向かって給与カットをしていく流れの中で、箱物という批判を受けないかどうか。県民の経済情勢などのいろいろなことを含めて、時期的に再検討し、計画をもう少し地域経済の見通しをつけた状況の中でおやりになったほうがよいのではないかという感じで受けとめます。

これはもちろん横内知事の大きな計画ですが、横内知事をはじめ未曾有の経済危機、世界的な不況の状態は、だれもの予測を超えるものだったということです。私は議会の立場として、県民の心情、県民の今の経済の状況、どれを取り上げてもいい材料が見当たらない中で、時期を少し延ばす方向で計画を変えていったほうがいいのではないかと、率直にこんな感じを持っていますがいかがでしょうか。

県税も来年は法人事業税、法人県民税の2税の100億円を超える減収が明らかにしのび寄ってきており、財政調整基金を見ても、100億円台もない、何十億円しかない状況の中で、果たして皆さんが給料をカットする、庁舎は建てると、何か合わないような感じがします。時期的に見て、決断が必要な時期ではないでしょうか。再検討して、少し先に延ばす計画はいかがでしょうか。

古賀総務部長

確かに今、県の財政状況は非常に厳しく、また、こういう経済情勢の中、新年度は100億円を超える、県の減収が生じる可能性も高いことは十分認識しています。そういう点では、私ども財政当局としても、この県庁舎等の耐震化等整備をはじめとして、ほかに、高校の耐震化等整備、これは単に耐震補強ということではなく、建てかえに至るものもあると思います。またそのほかにも、消防学校の建てかえの問題、北口の整備の問題、幾つか大きな事業がありますが、これらの事業について、財政的な見地から、事業量の年度間調整も含めて、十分考えをめぐらせていかなければいけないという認識を持っています。

しかし、今、進めている県庁舎等の耐震化等整備計画のスケジュールについて少し説明をさせていただきますと、今回、平成20年度から平成22年度まで、PFI事業者の選定関係の委託契約締結ということで債務負担行為をお願いしていますが、進捗の見込みとしては、これだけの大きさののであれば、防災庁舎の建築に要する期間として平成23、24年度の2カ年間はかかるであろうと思っています。

そして、さらに25年度に新庁舎に移転することによって、別館があく形になります。そこで、今度は別館の改修をすることになります。別館の改修が終われば、そこに移っていただいて、今度は東別館、県民会館の取り壊しをするという、言ってみれば、どうしても建てかえについては、今、入居している関係課室あるいは部局の仮移転が伴ってきますので、この仮移転を玉突きで行った上で、順次、補強あるいは取り壊しの事業を進めていくことを今、考えています。

そして、これらの事業が最終的に、東別館、県民会館の解体が平成27年度に終了することを見込んでいるということです。平成27年度というのが、実は公共施設についての耐震改修を終わらせなさいという、全国的な国の通知の基準になっており、その27年度末までの計画になっています。

これはスケジュール的にはかなりぎりぎりであり、私どもとしても、相当タイトな認識を持っていますが、いかんせんこの山梨は東海地震の発生確率の高さなどを総合的に考えた場合には、耐震化事業については、現在のスケジュールでも相当タイトで、これを後ろに少しずらすことは、財政的な見地から、もしできるのであればしたいという思いはありますが、諸般の耐震化事業の実施の総合的な状況から大変難しい状況にあります。

また、今回整備する新庁舎への入居を想定している関係部局については、県警、教育委員会、消防防災課あるいは治水課といった、まさに防災関係部局に限定して整備することを考えており、そういう点では、来るべき大規模地震等々の大災害に備えて、県の危機対応能力を強化するのに不可欠な整備ということで現在考えています。

なお、こうしたスケジュールで整備することを前提にしても、この経済状況ももちろんですが、全体として県の財政状況は非常に厳しいということがあります。今回、PFIという手法を採用したいと申し上げていますのも、まさしく財政平準化といった財政的な効果、事業費の縮減の効果を総合的に考えて、県が直営で整備するのは財政的にも非常に困難であることを踏まえて、PFIという手法で整備したいというお願いをしています。

いずれにしても、県財政の状況については、十分その厳しさを認識して、近い将来に財政運営が立ち行かなくなることがないように、全体の大きな事業については、年度間の財政需要の平準化を含めて、その交通整理については十分留意していきたいと考えています。

前島委員

これは非常に深刻な世界的な問題ですから、こういう事態の中で、私はこれからの県財政を非常に心配して見えています。PFIだからといって、果たして今、計画どおりに着手していいのだろうかということを感じているのです。

先日、私は平成19年度の決算書を見せてもらいました。その県債残高は、依然として8千774億円です。全てを含めると、まさに1兆円を、何としても押さえ込んで、減に運んでいくことが難しい情勢です。それはどういうことかということ、県債償還額を県債発行額が上回っている状態が続いているということです。このことは、おそらく平成20年度はもっと深刻になるのではないですか。どこから財源をつくるか。国が地方交付税の対応をやってくれています、この財源確保は、あらゆるものをやりくりして、国で言う埋蔵金とも言われるような、あるいは、いろいろな、一部剰余を見直してでも、基金を取り崩して集めて取り組まなければならないほど、深刻な財政状況が予想されます。

それと同時に、地域経済が極めて深刻です。県民の生活が極めて深刻で、その一方で、介護保険料や医療費といった事務的な経費のフローがどんどん増加していく状況の中で、耐震をやらなければならないことはわかっていますが、私は、ちょうど皆さん方が給与をカットしている、この歲月ぐらいは計画をずらして考えていくことも重要ではないのかという感じをあえて持っています。

計画を何とか実現したい気持ちもわかりませんが、私は容易ならざる事態が到来して、県民の皆さんが、こんな県庁をつくりかえているときではないの

ではないかと言われるようなご批判があってはならないと思って、勇敢な見直しもまた政策の一つだと私は感じたりしています。知事の政策のことでありますから、このことについて、総務部長にすべての答弁をしるということはできませんが、庁内全体でもう一回頭をひねって検討することも重要な時局、経済情勢ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

古賀総務部長

今、委員からお話しいただきましたことは、財政当局の立場から言いますと、まさにそうしたご心配をいただいていること自体、非常にありがたいと思っておりますし、我々も非常に厳しい認識を持って、これからの県財政運営に当たっていかなければいけないという認識を持っています。そういう点では、今議会でも、職員の給与の特例減額措置まで導入したことは、我々としても大変重いことと受けとめています。

今、特に県庁舎の耐震化等整備事業を問題提起していただきましたが、私どもとしては、平成27年度までの特定建築物の耐震化を、言ってみれば、全国的に達成しなければいけないという認識のもとですから、先ほど申し上げましたが、これを含めて、委員のご心配にもこたえ、しっかりと責任を果たしていけるように、緊張感を持って財政運営を進めていきたいと思っています。

#### (住民基本台帳カードの普及について)

石井委員

市町村振興費でお尋ねします。9月議会で住民基本台帳カードの普及について質問させていただきました。今回、普及、啓発にかかる予算を計上されており、今、説明を受けたところですが、既に無料化した笛吹市あるいは甲州市などは交付枚数が急増したということで、全国ではトップの伸び率という話です。そうした中で、来年4月から市町村の交付手数料が無料化されるということですが、この普及状況や無料化について、もう少し詳しい説明を聞きたいと思っております。

久保田市町村課長

普及状況ですが、平成20年3月末現在、本県の交付枚数は1万302枚、普及率は1.2%、全国37位でしたが、9月末の最新の統計では、1万2,525枚、1.4%の普及率です。全国平均は2.12%ということで、全国順位はまだ公表されていません。無料化の状況については、現在、笛吹市が1市、実施しています。来年1月から18市町村、4月からは県内全市町村で無料化が実施される予定となっております。

石井委員

交付手数料の無料化は、その普及状況等を見ますと、大変よいことではないかと思っています。全市町村が無料化になるのは全国的には例がないと受けとめていますが、これでどれぐらいのカードの普及が期待できるかを含めてお伺いします。

久保田市町村課長

総務省にも確認させていただきましたが、都道府県単位で全市町村が無料になるのは全国で初めてです。無料化の効果ですが、本県では、先行実施した笛吹市で、無料化をしなかった平成15年度から18年度までの交付枚数が322枚でしたが、19年度に無料化したところ、その年度末累計で2千152枚で、6.7倍になりました。急増している原因にはなっています。

数値的にどのぐらい見込むかははっきり申し上げられませんが、かなりの期待ができると考えています。そのためにも、県民の皆様に向けて一層のPRをしていくことが必要であると考えており、今回の12月補正において、

ポスター、リーフレットの作成にかかる経費を計上させていただいています。これらポスター等を市町村等に配付することにより、住基カードの全県的な普及・啓発活動を実施していきたいと考えています。

石井委員           いま説明をいただき、普及率が大いに上がるように頑張ってくださいと思います。今後もさらに普及していくよう努めていくことが必要だと考えていますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

久保田市町村課長   先ほど、無料化で普及がかなり期待できると申し上げましたが、カードを取得した県民の皆様にご利用だと思っただけのように、利便性の向上につながるよう、市町村と連携して、さまざまな多目的利用も進めていきたいと考えています。県でも、新県立図書館で図書利用カードとして利用できるよう検討を進めていますが、さらに多くの場面で利用できるよう、市町村と連携し、カードの普及に努めていきたいと考えています。

石井委員           県民一人一人がこの利便性を実感できるような、さらなる効果が日常生活に生かされるように、今後もよろしくお願いします。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第122号           指定管理者の指定の件

質疑               なし

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第152号           当せん金付証券発売の件

質疑               なし

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号   保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を  
求めることについて

意見               (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論               なし

採決               全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-5号   山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(第四条)の改正を求

めることについて

及び 請願第20-9号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する費用弁償を実費支給とする条例の改正を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(職員の処分について)

望月委員 9月の初旬だったでしょうか、出張先からの帰庁時に韮崎市内で交通事故を起こした職員がいましたが、今どのような状況になっているか説明をいただきたいと思います。

芦沢総務部次長 北巨摩にあるセンターの職員のことでしょうか。

望月委員 はい。

芦沢総務部次長 その職員については、自動車運転過失致死ということで警察に逮捕・起訴されて、さらに、道路交通法違反、一般的な言葉で申しますが、ひき逃げ事件として追起訴されており、現在、裁判が継続中です。それ以上の内容については私どもでは掌握していませんが、本人が勾留中であり、起訴された時点で、職員に対しては、地方公務員法に基づく起訴休職処分をしています。

望月委員 休職ですと、地方自治法または県条例においても、給料が60%支給できる形になっているようですが、どうでしょうか。

芦沢総務部次長 本県の条例上においては、委員ご指摘のとおり、60%まで支給できる規定です。その規定に基づいて処置しています。従前の例に従い、特に社会的な影響が大きいということをもって対応しています。具体的には、従来からの例に基づき給与等の支給はしていません。

望月委員 本人に面会はされましたか。全然していませんか。

芦沢総務部次長 担当職員が勾留中の職員に面会はしています。

望月委員 本人は無罪を主張していると聞いていますが、いかがでしょう。

芦沢総務部次長 代理人である弁護士から、本人は起訴事実を否認していると伺っています。

望月委員 そうということだと、給料並びに手当といったものがやはり支給されないと、地方公務員法にも引っかかるのではないかという感じがします。地方公務員法によりますと、刑事事件の審議中においても対象になると書いてあり

ますが、見解はどうですか。

芦沢総務部次長 この件については、先ほども少し触れさせていただきましたが、県の条例で、100分の60までは支給することができるという「できる規定」になっており、どの範囲にするかについては、任命権者の裁量権の範囲と理解しています。

望月委員 今月5日に人事委員会が開催されたと聞いていますが、その内容をおっしゃっていただきたいと思います。

横森人事委員会事務局次長

本件については、個人情報に配慮して、在否を含め公開できません。

望月委員 その職員は、お子さんも小さく、いろいろな状況の中で、生活にも困窮してきている状況です。判決が出たらそれは構いませんが、9月から12月まで4カ月間そのままということが、私どもには少し納得できないのですが、いかがですか。

芦沢総務部次長 ご本人が起訴事実を否認していることはもちろん事実です。確かに基本的には無罪が推定されるという憲法上の原則その他も承知していますが、警察、検察その他公の機関において起訴したという事実関係をとらえた中で、起訴されているという事実と、社会に与える影響、また、事実関係はもちろん判決の結果を待つということになりますが、ひき逃げ事件という事態を重く見まして、従来からこういった事案については、給与を支給していないといった慣例に従い、今回の措置をとらせていただきました。

望月委員 そこなのですが、先ほども申しましたが、刑事事件においても、それは60%までだと記述してはあります。そういう中で、それを認めていない状況ということですが、暮れの12月です。大変に困窮しているということですが、家庭の状況とか、ご本人の自宅等は、伺ってどのようなことを感じましたか。

芦沢総務部次長 扶養関係といった情報は持っていますので、扶養家族が多いという状況はもちろん承知しています。ただ、繰り返しになりますが、刑事事件の場合、まさに今回のケースは刑事事件ですが、60%まで支給しなさいという規定ではなく、60%まで支給できるという規定ですので、任命権者の立場として、これまでの事例との均衡等を考えて、支給しないという判断をしました。

望月委員 支給しないという判断ということですが、もし支給する場合は、例えば賞与の場合はどうなりますか。

芦沢総務部次長 6割まで支給できるという規定の中には、もともと、いわゆるボーナスと言われる分は含まれていませんので、もともと支給できないという見方をしています。

望月委員 事故を起こしたのが9月です。そして、賞与の期間は7月1日から発生することになるのですか。そうすると、7月1日から9月の当日までは支給対象になりますか。

- 芦沢総務部次長 条例か規則かは失念しましたが、その中に、起訴休職中の職員に対しては、期末勤勉手当は支給しない、できないという規定になっていますので、基本的に期間率の問題をしんしゃくすることはできないと考えています。
- 望月委員 このまま拘束されると、本人は仕事もできない、将来の設計も立たないということで、ぜひもう一回審議していただいて、できることなら、ぜひ支給していただきたいと思っておりますが、いかがですか。
- 芦沢総務部次長 ただいま申し上げました判断について、今、ここで見直すという考え方はありません。あまり個別な話になると問題があるかと思いますが、ただいま、人事委員会に措置の要求がなされていることは伺っていますので、こちらの結論を判定材料にして、早急に対応したいと考えています。
- 金丸委員 知事の先日の所信表明演説の中で、環境対策、地球温暖化対策条例にかかわって、森林保全等を目的とした新税について、今後検討していくと表明されました。それは、環境やまなし創造会議から議論をいただいた結果、今後の森林保全対策の方向性や必要な取り組みを明らかにしながら、税や寄附金、協力金など、必要な財源の確保方策について検討していくことが適当である旨の環境創造会議からの意見をいただいたということで、知事としては、今後、県民の共有財産である、豊かな森林の維持、保全など、環境政策を進める取り組みの一つとして、新税の導入について、その可能性を検討してまいりますと表明されたわけですが、  
今後検討するということですので、庁内において十分な議論はされていないのではないかという理解はしますが、議会の冒頭でそういう表明をされたということですので、担当部署などは、どういう経緯かということについて知事に聞かれたということをご前提にさせていただいて、この環境やまなし創造会議の議論は、県がそういう諮問といいたいでしょうか、問題提起をして議論していただいたのか、それとも、そういうことは白紙で、全く創造会議の発意に基づいて検討されたということなのか、この辺についてはいかがでしょうか。
- 渡辺税務課長 環境やまなし創造会議の提言ですが、基本的には、創造会議自体は総合的な環境施策について提言を行う場であると理解しています。そういった中で、他県では、30県が森林環境税というものを導入・又は決定していますが、税を導入するというのではなくて、一般的な環境施策について広く意見を伺う中で、森林県である山梨県の環境施策の一つとして、そういったものも検討していいのではないかということをご提言として受けたと理解しています。
- 金丸委員 それは県から諮問して、ご検討いただいて、答申を出してもらいたいということではなく、山梨の場合は、森林県だということもあったり、他県で既に29県ほどが環境税ということをやっていることから、環境やまなし創造会議みずからがそういうふうに行ったということなのかどうかをきちんと説明してください。
- 渡辺税務課長 本年6月に、森屋先生だったと思いますが、環境税の導入について検討したらどうかという質問がありました。その際に知事の答弁として、総合的な

環境施策を取り扱っている創造会議に、その可能性についてもご議論いただくという回答をしています。

金丸委員 知事が新税の導入に触れたということで、知事の真意といいたいまいしょうか、これに触れたことに対して、あらかじめ知事と議論して、知事に聞いたかどうかということですが、知事からこの説明を受けたか、こちらから能動的に話しかけたかということです。

渡辺税務課長 税務課の立場で申し上げさせていただきますと、税務課から、こういった税の導入について提案したことはありません。

金丸委員 これはもちろん土木森林環境委員会の課題なのかもしれませんが、しかし、税ということになると、これは税務課の関係ということになります。そこで、繰り返しになりますが、知事がこういうふうに発言したわけだから、「知事さん、これはどういう真意ですか」ということは聞いてはいないということですか。

古賀総務部長 私から答えさせていただきますと、環境やまなし創造会議の中間報告を踏まえ、県としても、6月議会の質疑を受ける中で、創造会議で検討してもらおうと申しあげました。そして、創造会議では、税、寄附金、協力金といった形での財源確保について考えていく必要があるという意見でした。

これを踏まえ、県としても、この財源確保の問題については、税の導入の可能性ということで、県庁内部として検討していこうという意思決定を、もちろんこれは知事と一緒に関係部局で話をさせていただいた上で、本提案理由説明の中では盛り込ませていただいている状況です。そういう点では、この問題について、今後、導入の可能性について、県庁として、内部的にいるいろいろな観点から検討していくということだと考えています。

金丸委員 創造会議の中では、簡単に、環境税というか、森林保全をするための税について、今後、県としても導入していったらどうかという方向性を示されたと理解していいのですか。

渡辺税務課長 今後、そういった検討をしたらどうかという提言をいただいたということです。

金丸委員 知事は、森林は川上から川下という言い方をよくされます。そういう点で、従前の考え方は、環境税は川下も含めて検討していく必要があるのではないかという考えを示されてきたと思います。今回、今後可能性を検討していくということですが、その辺の考え方は、今度の発言ではどういう定義をされたのでしょうか。本人ではないからわからないかもしれませんが、さきほど、知事ともそういう庁内の若干の議論があったということですのでお聞きします。

古賀総務部長 従来から、森林保全のための財源確保については、上流県、下流県という関係がある中で、当然、下流県としてもそれ相応の負担について責任を負うべきであると申し上げてきました。そういう点では、下流との財源確保の役割分担は当然、従前から、そして、現在でも知事ご自身として、認識は持っています。

それはそれとして、この問題については相手がある話であり、当然、話はいきませんが、例えば今年、来年ということで急激に動くかといいますと、これは別の交渉ごとです。そういう点でいいますと、並行的に財源確保の問題、これは、税ということであれば、県民として、みずからの県土をどうやって森林保全していくかについては、全国的にも、既に30県が森林環境税を導入・決定して、県民一人一人が負担して、またその意識を高める中で、保全に県を挙げて取り組んでいる状況がありますので、こういう状況を本県としても整備すべきではないかということについては、今後これを検討していただく必要があるのではないかという問題意識のもとで、税導入についても、可能性を検討していきたいということだと思っています。

金丸委員

私も知事が言われたように、川下の県も含めて、それぞれの県などが条例をつくってやることですから、国においてというよりも、県でやるほうが手取り早いということは言えると思います。あわせて、今もお話があったように、既に全国的には、来年の愛知県を含めて30県にもなっているようです。早いところは、高知県が一番早く、平成15年に500円で始めたということで、本県の近隣県では、神奈川県も実施しています。静岡県も実施しています。川下というと、あとは東京になるとと思いますが、東京はまだ導入されていない状況だと理解しています。

そういう中で、将来的に可能性を検討していくということですから、何年先かということもまだ明白ではないわけですが、ぜひ導入に当たっては、もちろん広く県民の声を聞くことと、あるいは、新税の導入検討委員会というようなものをつくったりして、やはり幅広く検討いただくことが大切だと思っています。

それから、今、景気がこんな状況ですので、国においても、消費税問題は3年後とか、それはまだ議論すべきじゃないという話もあるわけですが、この目的税についても、今は時節柄、先々検討ということであっても、すぐ検討を始めるということではなく、やはりいくらか猶予期間を置いて景気も回復してから検討するということが大切ではないかと思っています。

そのほかには、どういう徴収方法がいいのかも、県によってまちまちのようです。県民税に乗せたところ、あるいは、法人に対しては、資本金に対して幾らというところもあります。最近、徴収しているところは、千円ぐらいにしようというところもあるようで、今まで調べたところによると、総額で40億円というところがあるわけです。これは山梨においても、住民の理解を得られるならば、のどから手が出るほど欲しいです。そういう税金ではないかと私は思っています。

今、幾つか申し上げた、導入検討の時期等を含めて、考えをお聞かせください。

古賀総務部長

検討の時期ですが、内部的な検討ということで申し上げますと、これは既に始めています。ただ、あくまでも今検討しているものは、事務的に、導入の可能性について、特に技術的な観点からいろいろと整理をしているということです。

全国的に見ましても、こういう新税導入の場合には、有識者等を入れた検討委員会をきちんと設置して、ここでそれなりの時間をかけて検討して、その導入時期あるいは内容について結論を出すというやり方をとっていますが、そういう点での正式な検討をいつやるのか、やらないのか、これはもちろん先に決定する話です。今は当然、そういう段階ではなく、知事が提案理

由説明でも申し上げましたように、可能性について、事務的に整理している状況です。

金丸委員

所信表明の中であえてボールを投げたのは、この地球温暖化条例とのかかわりで、環境やまなし創造会議からそういう提起があったということから、あえてこの問題を表明されたということなのか、これについては、あまり先ではなく、すぐにも導入を始めようという考え方なのか、そういうところがよく見えなかったもので、そんなことを申し上げました。

私としては、この景気状況の中では、可能性を検討するというだけでも、導入する場合に当たっての結論は、やはり3年後とか5年後というところが望ましい時期ではないかと端的に思いますが、この辺についてどうですか。今、もう既に検討が始まっていると言われたものですから、あえて聞いておきたいと思います。

古賀総務部長

まず、提案理由説明の中で述べさせていただきました理由としては、まさに創造会議で、中間提言という形で上がってきたことを踏まえて、県としても、導入の可能性について検討していきたいということです。一応、必要性を肯定的にとらえて提言がなされていますので、県としてもそれを受けとめて、事務的にさらに検討を進めていきたいと申し上げたということだと思います。

また、導入の時期ですが、これも全く白紙です。まさにそうしたことについては、社会経済情勢とか、あるいは、森林環境整備のために導入するのであればどういった事業に財源を充てていくかということをとータルで判断していく内容であろうと考えています。

#### (県税収入の見通しについて)

金丸委員

あえて申し上げますと、この間の一般質問で、林業公社の問題も出ていました。林業公社も簡単には整理できませんが、税については導入を前提として議論されるということですので、そういうこともやはり考慮して、ご検討いただくようお願いいたします。

次に、先ほども少し出ていましたが、来年度の県税収入の見通しについて、県職員の賃金削減の理由の一つとして、来年度の県税収入が百億円ぐらい減収する見込みだということです。その要因については、今の経済状況からすると、何となく私たちにもわかるような気がしますが、百億円という数字はなかなか想定できない金額になりますので、何を根拠にして百億円になるのか、今の段階で解説できるものがあれば説明していただきたいと思います。

渡辺税務課長

百億円ぐらいの減収になる根拠は何かということですが、今わかっているのは、3月期の主要法人の業績見込みが出されています。そういったものを主要な法人について、今の段階で推計しますと、法人税は50億円以上減収になるであろうと推測されます。それから、個人県民税についても、給与の減、それから、株価の下落に伴う投資信託の配当の減など、そういったものを踏まえて、全体で百億円ぐらいになるのではないかとということですが、まだ経済情勢は今動いていますので、今後、それらの部分について、もう少し精度を高くして、当初予算に間に合わせるように集計していきたいと考えています。

金丸委員

委員会の場ですので、具体的な、法人県民税が一番減る企業はどこかと聞

いても、それは控えさせてくださいという話になると思いますが、うわさでは、1つの企業でも、50数億円ぐらいの法人事業税がマイナスになるのではないかという話を私もちまたでは聞きます。

トータルすると百億円という数字だということで、この百億円の減収に対して、来年度の予算編成に当たっては、どういう財源確保を考えなければならないかという問題が出てくると思いますが、例えば県債に頼るとか、基金の取り崩しをするとか、あるいは、予算のマイナスシーリングを置くとか、そういうことが考えられます。百億円というと、県税全体の10%近く、県予算全体の2%ぐらいになるということを考えてみると、県民生活への影響もはかり知れないものが出てくるのではないかと思われるわけであり、この点について、既に予算編成が始まる時期ですので、その辺の見通しといたしますか、考え方を明らかにしてください。

福富財政課長

来年度の予算編成は、特に今、歳入がどうなるかが非常に辛いところですが、これについては、国の地方財政計画が年末に向けて策定されていきます。そんな中で、地方税をどう見込んでいくのか、また特に地方交付税をどう見込んでいくのが大変大事になりますので、このところは今、国の議論の中でも非常に動いているところで、我々もそこについては注目しながら、今度、予算編成をしていかなければいけないと思っています。

そういうわけで、来年の収益が正確に見込めるわけではありませんが、一方で、百億円規模で税収が落ちることは交付税で賄える状況ではありませんので、事務事業の見直しをしていく中で、例えばシーリングをかけるということも来年の中では実施していますし、その他、各事業について、しっかりと優先順位をつけて、スクラップ・アンド・ビルドをしながら、「暮らしやすさ日本一」の山梨づくりに向けての事業を重点的に盛り込んでいきます。一方で、歳入側についても、徴収率のアップ等、できるだけ税収の確保にも努めながら、歳入歳出両面から、予算がしっかりと組めるように努力していきたいと考えています。

金丸委員

できるだけ県民生活に直接影響のない予算編成を心がけてもらいたいと申し上げておきたいと思います。

あとは、今、この落ち込みは、アメリカ発の金融危機ということもあり、なかなか想像しがたい実態だったわけですが、知事も、チャレンジ山梨行動計画などの中で、知事の在任中に380億円の県債削減を公約に掲げたりしている中で、ここにも影響を及ぼすような百億円になるのではないかとも思われるわけですが、この辺への影響は最小限に食いとめてもらって、県債残高の削減を堅持することについては、可能性としてはいかがですか。

福富財政課長

県債残高の削減について、現在の取り組みは、臨時財政対策債等を除きました、いわゆる通常の県債、つまり、県としてコントロールできる分について、しっかりとコントロールしていこうということで目標をつくっています。したがって、公共事業の段階的削減をはじめとして、今、建設事業を必要なものにできるだけ限定して、重点的に実施していくということで、これはあくまでも計画をしっかりと堅持して進めていかなければならないと思っています。

しかし、先ほども来年の地方財政計画の話をしました。このような中で、これだけ国税収入が落ちてまいりますと、やはり国も臨時財政対策債を増発することも懸念されており、したがって、県としてコントロールできな

い部分の県債の増はどうしても懸念される部分があります。しかし、トータルとして、できるだけ必要な事業にコントロールできる分をしっかりと押さえながら、トータルとしても県債をしっかりと抑えていく努力はしていきたいと考えています。

金丸委員           もう一回聞き直します。抑えるということですが、これは堅持できるということですか。堅持できないということですか。

福富財政課長       現在の計画については、いわゆる通常の県債、つまり、臨時財政対策債のように、100%、後々交付税等で措置されるものを除いて計画をつくっています。したがって、その範囲では計画をしっかりと堅持していくということです。

**(公用車への低公害車の導入促進について)**

渡辺委員           地球温暖化対策条例の件で、今、県庁全体の公用車は何台ありますか。

矢島管財課長       四輪車は警察、教育委員会も含めて、約1千6百台あります。

渡辺委員           温暖化対策の第4章に、自動車の使用に関する地球温暖化対策ですか、できるだけ温室効果ガスを少なくする自動車にという文言が書いてあります。県においてはハイブリッドカーとか、LNGとかLPGなどの天然ガス車へ転換するような機運が何年か前にありましたが、途中でストップしています。県では、条例をつくる中で、県民に模範を示すという意味で、そういう考えがありますか。

矢島管財課長       県有車両には低公害車を導入しようということで積極的に進めています。その根拠は、平成16年度に、森林環境部でつくりました県有車両への低公害車の導入方針というものがあります。したがって、平成16年のその方針以降、車両はすべて低公害車を導入している状況です。

その整備方針の中に、低公害車として4つの種類が指定されています。その4つを購入しているということですが、一つは電気自動車、2つ目が天然ガス車、3つ目がハイブリッド車、4つ目が、低公害の排出基準をクリアしたガソリン車の中から購入するという方針に基づいて、現在も購入している状況です。

渡辺委員           自動車管理事務所にあるほとんどの黒塗りはガソリン車だと思っていますが、ああいうものをなぜ天然ガスへ移行しないのでしょうか。LNGというのは、課長が答弁しましたが、僕はLPGは知っています。タクシーに使っているもので、40年ぐらい歴史があって、ああいうものになぜ転換しないのかという疑問が生じています。

ちなみに、管財課の車庫長さんに、「何かいいガス車はないかな」と言ったら、LPG車のパンフレットをもらいました。それを購入して乗っていますが、やはりすばらしく、こういう車をなぜ県は買わないのかなと思います。知事車はハイブリッドになっていると思いますが、何か少し実行が足りないという気がします。

ぜひ、温暖化防止からも、そういう点を徹底してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

矢島管財課長

自動車管理事務所で共有して使っている黒い車は18台ありますが、このうち1台が天然ガス車で、残りはすべてガソリン車です。これになぜプロパンガス車を購入しないかというご質問だと思いますが、先ほど申しましたように、低公害車の導入方針の中に、プロパンガス車が入っていなかったということです。県でこの4つの車種を規定した背景には、経済産業省、国土交通省、環境省の3省が作り出した低公害車の普及計画があり、その中にプロパンガス車が入っていなかったことが背景にあります。

ただ、プロパンガス車はその後、技術革新が非常に進んでおり、いわゆる温暖化ガスであるCO<sub>2</sub>の排出とか、あるいは窒素酸化物の排出といった点については、天然ガス車と全く遜色がない、まさに低公害車ですので、国も大分考え方が変わってきています。現に、東京都などでは、ディーゼル車にかわって、低公害車として、プロパンガス車を積極的に購入しようという動きになっていますので、私どもは森林環境部と低公害車の導入方針についてきちんと議論して、そこにプロパンガス車を正式に位置づけて、その上で、積極的に購入していきたいと思っています。

渡辺委員

先ほどから、前島先生や金丸先生が、サブプライムローンに始まる世界同時不況を問題にされる中で、アメリカの今、一番の問題がゼネラルモーターズとフォードとクライスラー社がどうになってしまうかという事で非常に興味があるのですが、やはり県庁で温暖化対策条例を制定するからといって、環境にやさしい車を全部入れなさいといっても、財政面からはそんなことは一概に言えませんが、逆に考えて、県などは、重量税とか、県が公の立場で購入する場合は、そういう税金は必要ではないという感じを持っています。一方は大不況の中で、また、県は、先ほどの財政課長の答弁からも、税収が上がリません。しかし、やはり民間がそれ以上に参っているのですから、こういう機会をとらえて、来年1年ぐらい、やはり新しい車を県が余計に買うと、何か山梨県の経済が活性化できるのではないかとということが少し感じられるのですが、いかがでしょうか。

矢島管財課長

プロパンガス車は、確かにガソリン車と比べても非常に割安であり、燃費もいいということで、いわゆるコスト面から見ても、低公害の面から見ても、非常に有利な車種ではあると思っています。森林環境部と協議する中で、自動車の更新に当たっては積極的に考慮したいと考えています。

渡辺委員

私はLPG車だけにはこだわりません。来年あたりから、三菱で小さい車で電気自動車が出てくるということもありますし、この間、読売新聞を見ましたら、トヨタが今度、赤字予測を出した中で、ハイブリッドを会社の社運をかけて展開するというようなことが書いてありましたが、そういう時代ですから、百年に一度のような転換期ですから、その点をぜひご検討していただきたいと思います。

その他

- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、平成21年1月26日に実施することとし、追って場所等を検討し、通知することとされた。

以 上

総務委員長 浅川 力三